

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	事業税
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>令和3年度に創設された全国調整スキームにより、電気事業法上の広域系統整備計画に基づいて一般送配電事業者または送電事業者が系統整備を行う場合、建設期間中および運転開始後に発生する減価償却費等の費用（以下、「全国調整スキーム対象費」という）は、全国（沖縄電力を除く）9社の一般送配電事業者がそれぞれのエリアの託送料金に転嫁し、各エリアで回収した資金が事業実施主体たる一般送配電事業者および送電事業者（以下、「事業実施主体」という）に払い渡されることとなる。全国調整スキームにおいては、運転開始後から費用回収を行うところ、令和8年度から費用回収が始まる予定。また、全国調整スキーム対象となる一部の広域系統整備計画については建設期間中からの費用回収を認める制度も今後新設する方向で「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ」で議論が進められているところ。電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準である各事業年度の収入金額のうち、上記全国調整スキームに基づいて、一般送配電事業者から事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に相当する金額を対象とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>全国調整スキームにおいては、全国調整スキーム対象費に相当する金額が、「一般送配電事業者が自エリアに割り当てられた全国調整スキーム対象費を回収する時点」及び「回収された費用が事業実施主体に支払われる時点」で収受側と支出側いずれの法人でも課税標準を構成する結果として、二重課税が発生することとなる。二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、需要家の託送料金負担を軽減するため、一般送配電事業者の課税標準たる収入金額から、事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に相当する金額を控除する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>電気事業法 第二十八条の四十八 広域的運営推進機関に関する省令 第十七条第三項 令和三年三月十日経済産業省告示第三十六号 広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件</p>	
5	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力流通室	

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:2025年8月 分析対象期間:2026年度～2030年度	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第7次エネルギー基本計画において、「電力の安定供給を確保しつつ、電力システムの脱炭素化を進めるため、電力ネットワークの次世代化を進めることが不可欠である。このため、広域系統長期方針(広域連系系統のマスタープラン)を踏まえた地域間連系線の整備や、地内基幹系統等の増強を着実に進めていく必要がある。」として、地域間連系線等の整備の必要性を強調している。その前提を踏まえて、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進めることを目的とする。 《政策目的の根拠》 2025年2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進める。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制しつつ、必要なネットワークの整備に資する。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	託送料金制度において、全国調整スキーム対象費相当額分の法人事業税は託送料金に転嫁することで費用回収することとなり、需要家の託送料金負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を回避することで、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制し、必要なネットワークの整備に資することとなる。
10	有効性等	① 適用数 令和8年度:整備計画2件 令和9年度:整備計画3件 令和10年度:整備計画4件 令和11年度:整備計画4件 令和12年度:整備計画5件	

			【算定根拠】 別添参照。
		② 適用額	令和8年度:125億円 令和9年度:251億円 令和10年度:351億円 令和11年度:351億円 令和12年度:382億円 【算定根拠】 別添参照。
		③ 減収額	令和8年度:1.63億円 令和9年度:3.27億円 令和10年度:4.57億円 令和11年度:4.57億円 令和12年度:4.98億円 【算定根拠】 別添参照。
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系線について整備計画を策定し、2030年度までを目途に完工し、全国調整スキームに基づき費用回収を開始予定。また東地域(北海道～東北～東京間)、中国九州間連系設備については整備計画策定プロセスを進めている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 各種広域系統整備計画の進捗状況は以下の通り。 https://www.occto.or.jp/kouikikeitou/seibikeikaku/index.html 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 各整備計画の完工・運転開始後に発生する託送料金負担を低廉化しつつ、地域間連系線等による広域的融通効果が各地域に裨益することとなる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	託送料金制度において、法人事業税は託送料金に転嫁することで費用回収することとなり、需要家の託送料金負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制し、必要なネットワークの整備に資することとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、需要家の託送料金負担を軽減するために、本要望措置は妥当。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	関連する措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	広域的電力融通に資する地域間連系線等が整備されることにより、各地域の電力価格安定化、再エネ電力融通等に裨益する。また、最終的にその託送料金を負担する各地域の需要家負担が低減される。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—